

## みどり市小水道指導要綱

平成 28 年 3 月 18 日

告示第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、小水道の布設及び管理を適正かつ合理的なものにし、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的として行う行政指導の指針について定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 小水道 導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体で、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)に規定する水道事業又は水道用水供給事業の用に供する水道及び専用水道並びに貯水槽水道以外のものをいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- (2) 小水道事業 一般の需要に応じて、本市の区域内のみを対象として小水道により水を供給する事業及び当該事業を行う者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が 30 人未満である小水道によるものを除く。
- (3) 小水道事業者 第 4 条の届出を行って小水道事業を経営する者をいう。
- (4) 給水区域 事業計画において定める給水区域をいう。
- (5) 給水人口 事業計画において定める給水人口をいう。
- (6) 専用小水道 寄宿舍、社宅、療養所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30 人以上の者にその居住に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道及び小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (7) 専用自家水道 学校、事務所、事業所等における自家用の小水道その他小水道事業の用に供する小水道以外の小水道であって、30 人以上の者にその飲用に必要な水を供給するものをいう。ただし、水道法の適用を受ける水道又は小水道事業の用に供する小水道から供給を受ける水のみを水源とするものを除く。
- (8) 小水道施設 小水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設(専用小水道及び専用自家水道にあつては、給水施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。)であつて、当該小水道事業者又は専用小水道若しくは専用自家水道の設置者の管理に属するものをいう。

(小水道事業の基準)

第 3 条 小水道事業を経営しようとする場合の基準は、次の各号に定める要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該小水道事業の開始が一般の需要に適合すること。
- (2) 当該小水道事業の計画が確実かつ合理的であること。
- (3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないこと。
- (4) その他当該小水道事業の開始が公益上必要であること。

(設置等の届出)

第4条 小水道事業を開始した者は、当該開始の日から起算して15日以内に、小水道事業開始届(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長へ届け出るものとする。

(1) 小水道事業概要届(様式第2号)

(2) 次の水質試験の結果を明らかにする書類

ア 原水について、水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。)の表の上欄に掲げる事項(同表20の項から30の項までに掲げる事項を除く。)について行った水質試験結果

イ 給水栓水について、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質試験結果

(3) 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び平面図

(4) その他市長が必要と認める書類

2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、設置の日から起算して15日以内に、専用小水道・専用自家水道設置届(様式第3号)に次の各号に定める書類を添えて、市長へ届け出るものとする。

(1) 給水区域又は給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図

(2) 次の水質試験の結果を明らかにする書類

ア 原水について、省令の表の上欄に掲げる事項(同表20の項から30の項までに掲げる事項を除く。)について行った水質試験結果

イ 給水栓水について、省令の表の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行った水質試験結果

(3) その他市長が必要と認める書類

(施設変更等の届出)

第5条 前条第1項の届出をした水道事業の用に供する施設に変更があったときは、小水道事業変更届(様式第4号)により、速やかに市長へ届け出るものとする。

2 前条第2項の届出をした専用小水道又は専用自家水道の施設に変更があったときは、専用小水道・専用自家水道変更届(様式第5号)により、速やかに市長へ届け出るものとする。

(休止及び廃止の届出)

第6条 小水道事業者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、小水道事業休廃止届(様式第6号)により、速やかに市長へ届け出るものとする。

2 専用小水道又は専用自家水道を設置した者は、給水の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、専用小水道・専用自家水道休廃止届(様式第7号)により、速やかに市長へ届け出るものとする。

(小水道事業者の責務)

第7条 小水道事業者は、給水区域内の需要者から給水契約の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならないものとする。

2 小水道事業者は、当該小水道により給水を受ける者に対し、常時水を供給しなければならないものとする。ただし、災害その他正当な理由があつてやむを得ない場合は、給水区域の全部又は一部につき給水を停止することができるものとする。

(水質検査等)

第 8 条 小水道事業者並びに専用小水道及び専用自家水道の設置者(以下「小水道事業者等」という。)は、次の各項により定期及び臨時の水質検査を行うものとする。

2 色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査は、1日1回以上行うものとする。

3 省令の表1の項及び2の項に掲げる事項についてはおおむね1月ごとに、同表3の項から50の項までについては1年以内ごとに2回行うものとする。ただし、同表3の項から44の項まで(37の項を除く。)に関する検査の全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、これらの検査を省略することができるものとする。

4 臨時の水質検査は、当該小水道により供給される水が飲用に適さないおそれがあると認められる場合に、省令の表1の項から50の項までについて検査するものとする。

5 小水道事業者等は、前3項に規定する水質検査を行ったときは、その検査の結果を記載した書類を当該検査の日から起算して5年間保存するものとする。

6 第3項及び第4項に規定する水質検査は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年厚生労働省告示第261号)により行うものとする。  
(衛生上必要な措置)

第9条 小水道事業者等は、当該小水道の給水栓における水の遊離残留塩素が0.1ミリグラム毎リットル(結合残留塩素の場合は、0.4ミリグラム毎リットル)以上保持するように塩素消毒をするものとする。ただし、供給する水が病原微生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原微生物に汚染されたことを疑わせるような微生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合は、当該給水栓における水の遊離残留塩素が0.2ミリグラム毎リットル(結合残留塩素の場合は、1.5ミリグラム毎リットル)以上保持するように塩素消毒をするものとする。

(水源地等の保護)

第10条 小水道事業者等は、水源地、浄水場、配水池及びポンプ井にみだりに人畜が立ち入らないよう設備し、かつ、その構内は常に清潔を保持するものとする。

(登録検査機関との連携)

第11条 市長は、小水道の管理水準向上のために必要なときは、設置者の同意を受けた上で、登録検査機関(厚生労働大臣の登録を受けた検査機関をいう。)に対して当該情報の提供を求めることができるものとする。

(小水道事業設置者との連携)

第12条 市長は、小水道の衛生又は保安のため必要があると認めたときは、小水道事業設置者に対して飲用井戸等衛生対策要領(昭和62年1月29日付け衛水第12号厚生省生活衛生局長通知)により、指導することができるものとする。

(報告の徴収及び立入検査)

第13条 市長は、小水道事業者等から必要な報告を徴し、又は職員を小水道施設のある場所に立ち入らせ、必要な検査をさせることができるものとする。

(補則)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(規格 A4)(第4条関係)

小水道事業開始届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

小水道事業を開始しましたので、みどり市小水道指導要綱第4条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

小水道事業の名称	
施設の所在地	
添付書類	1 小水道事業概要届 2 水質試験の結果を明らかにする書類 3 給水区域が水道事業又は他の小水道事業の給水区域と重複しないことを明らかにする書類及び平面図

様式第2号(規格 A4)(第4条関係)

小水道事業概要届

年 月 日

(宛先)みどり市長

住所  
氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり小水道事業を開始しました。

小水道事業の名称			
給水開始年月日			
設置者住所氏名			
設置事務所所在地			
給水区域又は給水場所			
給水人口又は給水対象人員			
給水量	1日平均	t / 人	m <sup>3</sup> / 日
	1日最大	t / 人	m <sup>3</sup> / 日
水源の種別及び水量の概算		t / 秒	m <sup>3</sup> / 日
取水地点			
浄水方法			
料金又はこれに代わるべきものを徴収していればその額			
工事関係	設計者		
	施工業者		
	着工年月日		
	竣工年月日		
	工事費総額		
滅菌設備	型式	容量	基数

専用小水道・専用自家水道設置届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

専用小水道 ・ 専用自家水道 を設置しましたので、みどり市小水道指導要綱第4条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

専用小水道又は専用自家水道の名称			
設置者	住所		
	氏名		
給水場所	みどり市		
給水対象人員	人		
給水量	1日平均	t/人	m <sup>3</sup> /日
	1日最大	t/人	m <sup>3</sup> /日
水源の種別及び水量の概算		t/人	m <sup>3</sup> /日
取水地点			
浄水方法			
給水開始年月日	年	月	日
滅菌設備	型式	容量	基数
添付書類	1 給水区域又は給水場所及び小水道施設の位置を明らかにする地図 2 水質試験の結果を明らかにする書類		

注 不要な文字は、削除してください。

小水道事業変更届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

小水道事業の用に供する施設に変更がありましたので、みどり市小水道指導要綱第5条第1項の規定により届け出ます。

小水道事業の名称		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		年 月 日
添付書類		1 変更事項が分かる書類 2 市長が必要と認める書類

専用小水道・専用自家水道変更届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

専用小水道 ・ 専用自家水道 の用に供する施設に変更がありましたので、みどり市小水道指導要綱第5条第2項の規定により届け出ます。

専用小水道又は専用自家水道の名称		
変更事項	変更前	
	変更後	
変更理由		
変更年月日		年 月 日
添付書類		1 変更事項が分かる書類 2 市長が必要と認める書類

注 不要な文字は、削除してください。



小水道事業休廃止届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

小水道事業の用に供する施設を、 休止 ・ 廃止 しましたので、みどり市小水道  
指導要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

小水道事業の名称	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止した年月日	年 月 日
休止又は廃止の区域 の戸数及び人口	
休止又は廃止の理由	
添付書類	休止又は廃止した区域を明らかにする図面

注 不要な文字は、削除してください。

専用小水道・専用自家水道休廃止届

年 月 日

(宛先)みどり市長

届出者

住所

氏名

印

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所  
の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕  
電話番号

専用小水道 ・ 専用自家水道 の用に供する施設を、 休止 ・ 廃止 しましたので、みどり市小水道指導要綱第6条第2項の規定により届け出ます。

専用小水道又は専用自家水道の名称	
休止する期間	年 月 日から 年 月 日まで
廃止した年月日	年 月 日
休止又は廃止した小水道施設により、居住又は飲用に必要な供給を受けた者の数	
休止又は廃止の理由	

注 不要な文字は、削除してください。